

「小樽市災害廃棄物処理計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 意見等の提出者数 | 2人 |
| 2 意見等の件数 | 25件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 6件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	多くの市民などに本計画を周知徹底させる必要から、本計画を策定している部署と連絡先(電話番号、メールアドレス)などは表紙あるいは最終頁などに記載すべきである。	最終頁に、連絡先等を奥付として記載します。
2	本計画は国や道が作成した各種計画を多く活用している。そのために小樽固有の事項についての配慮、施策などが読み取れない。特に歴史的建造物が倒壊した場合の対処が一般建物と同様所有者判断で行われて良いのかなど留意すべき事項はあると考える。	本計画は、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、本市の基本的な考え方等を定めたものであり、歴史的建造物を含む損壊家屋等の対応は、原則当該家屋の所有者の責任となりますが、いただいた御意見は、関係部局と情報共有を行うなど、今後の参考とさせていただきます。
3	本計画の期間はいつから、いつまでなのか。	本計画は、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、本市の基本的な考え方等を定めたものであり、期間は設けておりませんが、必要に応じ見直しを行ってまいります。
4	市民目線で、通常時と災害時に市民及び所有者が行うべき事項をチェックリスト形式で記載して欲しい。	本計画は、災害廃棄物処理を行う部署の基本行動等を示す計画となりますので、原案のままいたします。
5	本計画に対するPDCAサイクルに関することが記載されていない。追記すべき。	本計画はPDCAサイクルそのものには触れていませんが、必要に応じ見直すこととしておりますので、原案のままいたします。
6	表1.1に記載される建物被害棟数、避難所避難者数など基本的な数値は何年度を想定したものなのか。	表1.1に記載の数値は、小樽市地域防災計画で採用している「平成28年度北海道地震被害想定調査結果」に基づき推計した数値となります。 なお、御意見を踏まえ、「第1章 総則」-「第3節 想定する災害」については、「被害想定に当たっては、北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月北海道)を基に」を「被害想定に当たっては、小樽市地域防災計画(令和3年2月)を基に」に改め、表 1.1 地震による建物被害棟数の出典の下部に「※平成28年度北海道地震被害想定調査結果に基づく推計値」を追記します。
7	本市に最も大きな被害をもたらす「留萌沖地震、走向N225° EJ(冬の夕方)とあるが、冬の早朝ではないのか。第3次小樽市耐震改修促進計画(素案)にはそのように記載されている。	本計画は、災害に伴う廃棄物の発生量が最大となる時期及び時間帯を想定しております。第3次小樽市耐震改修促進計画(素案)では、人命被害が最大となる時間帯を想定しておりますので、最も被害が大きくなる時間帯が異なります。
8	想定する災害で、どのような建物を被害対象として想定しているのか気になりました。建物の老朽化や空き家の増加が最近目立っているようですが、そのようなことも被害棟数に反映されているのでしょうか。被害棟数を割増想定しておいた方が安全な気がします。	本計画における被害想定は、小樽市地域防災計画に基づいたものになります。なお、いただいた御意見は、関係部局と情報共有を行うなど、今後の参考とさせていただきます。
9	使われている設定値は南海トラフ巨大地震で妥当なんでしょうか。もっとも廃棄物処理が困難なケースの地震を採用しているのでしょうか。	本計画は、小樽市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の発生量が最大となる災害を想定しています。
10	発生原単位に、平時の生活系ごみの排出量を値として用いていますが、妥当でしょうか。避難時は平時よりごみが多くなるように感じますが。	本計画における避難所ごみ発生量は、国が示す災害廃棄物対策指針に基づき推計しています。
11	道や関係機関との相互連絡が図3-3に示されるが、→の方向が片方向しかなく相互連絡には見えない。	「市町村」と「総合振興局・振興局」、「総合振興局・振興局」と「北海道」の間に双方向の矢印を追記します。
12	図3-3気象台は気象庁の間違ひではないのか。	北海道災害廃棄物処理計画に合わせて、「気象台」を使用しておりますが、小樽市地域防災計画に合わせ、「札幌管区気象台」に文言を改めます。

No.	意見等の概要	市の考え方等
13	5行目に「対応時期ごとの情報発信方法と発信内容は表を基本とし」とあるが、表3.5とすべきではないか。	「対応時期ごとの情報発信方法と発信内容は表3.5を基本とし」に修正します。
14	平時から退蔵物の適正処理を促すとあるが、市民に周知徹底する活動を実施しているか。	平時における退蔵物の適正処理に関する広報・啓発活動については、「第3章 基本的事項」-「第3節 情報収集・連絡」-「3 住民への広報・啓発」に記載のとおり、今後、周知を行ってまいります。
15	発信方法にホームページや報道、公共通信媒体の使用を検討していますが、妥当でしょうか。停電が発生した場合、被災地の住民は、これらの発信方法で情報を得ることが難しいと思います。	住民への広報・啓発活動については、国が示す災害廃棄物対策指針に基づき、発信方法を示しています。なお、いただいた御意見は、関係部局と情報共有を行うなど、今後の参考とさせていただきます。
16	余市等の近隣自治体において災害廃棄物の処理が困難な場合、小樽市が支援する場面についても触れるべきではないのか。第4節協力・支援体制での表記は一般論となっており、小樽市が支援する主体性とか使命感が感じられない。	本計画は、小樽市が被災した際に発生した、災害廃棄物の処理計画であり、他自治体への支援は、原則、北海道が主体となって行われるものでありますので、原案のままいたします。
17	協力・支援体制は、被災地が複数の市町村や全道、全国に発生した場合も、機能するのでしょうか。協力・支援が円滑に進まなかった場合、受援できるまでの対応を検討しておいた方が良いように思いました。	広域被害により本計画に基づく災害廃棄物の処理が困難になった場合、事業主体は北海道や国となります。なお、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
18	協定先に北海道市長会長及び北海道町村会長とあるが、表3.7区分の表記にあわせて北海道市長会及び北海道町村会とすべきではないか。	協定先を、北海道、北海道市長会、北海道町村会に修正します。なお、表3.7中で北海道は重複記載となるため、災害廃棄物の処理を主とする協定である「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」のみの、記載とさせていただきます。
19	他市町村等との協力・支援について：北しりべし廃棄物処理広域連合について記載されていない。	「第3章 基本的事項」-「第2節 組織体制等」-「2 災害廃棄物担当組織」に記載のとおり、北しりべし廃棄物処理広域連合は、災害時に連携して廃棄物の処理に当たる組織として位置付けていますので、原案のままいたします。
20	観光地として有名な本市が大きな災害にあった場合、海外を含む市外からのボランティアが押し寄せる可能性がある。ボランティアの受け入れ可否判断等行政側の体制・機能を整理する必要がある。	ボランティアの受け入れについては、小樽市地域防災計画に基づき、社会福祉協議会や担当部局が連携して対応することとなっています。平時から災害廃棄物の分別・排出方法について情報共有を進め、協力体制の構築を図ってまいります。
21	職員への教育訓練が、連絡体制の確認・強化に留まっている。防災訓練時に実際に災害廃棄物の運搬などを実践すべきではないのか。	市職員は、災害廃棄物の処分先や運搬車両の確保、他自治体への支援要請が最優先の業務となりますので、計画には反映いたしません。いただいた御意見は、関係部局と情報共有を行うなど、今後の参考とさせていただきます。
22	第3節、初動期の業務は小樽市職員のうち災害廃棄物処理を行う職員を対象にして記載されていると思われる。市民など被災者は被害状況、行政のサービス実施の可能性などの情報提供活動(広報)のタイムリー性に関心があり、市民目線での業務フローも追記して欲しい。	本計画は、災害廃棄物処理を行う部署の基本行動等を示すための計画となります。なお、いただいた御意見は、関係部局と情報共有を行うなど、今後の参考とさせていただきます。
23	分別回収を前提としているように見えますが、実際に分別はスムーズに行えるものなのでしょうか。過去の被災地の様子を見て、この分別に人員と時間が取られているように感じましたが、問題なく復旧を完遂できていたのでしょうか。	災害廃棄物については、分別して仮置場に搬入することが重要であり、適切な分別により、処理期間の短縮や労力の低減につながります。分別がスムーズに行われるよう、平時より、分別回収についての広報・啓発活動を行ってまいります。
24	生活ごみは通常ルートで収集とあるが、市民に周知徹底されているか。災害時にあらためて市民に周知徹底する必要があり、行政事務手続き等に反映する必要がある。	災害時の生活ごみの収集に関する広報・啓発活動については、「第3章 基本的事項」-「第3節 情報収集・連絡」-「3 住民への広報・啓発」に記載のとおり、今後、周知を行ってまいります。
25	災害廃棄物処理終了後の仮置き場等の復元等については記述が無かったように思いますが、どのように考えているのか気になりました。仮置き場として民有地も想定されていますが、その後の保証がどのようになっているのか分らないと、協力が難しくなると思うのですが。	表4.3の※3にも記載のとおり、仮置き場については、公有地を基本として候補地の選定を行います。民有地を使用する場合、所有者との契約内容等を含め原状回復が原則になると考えております。